

## 堯舜の説話と「家、家ニアラズ」

岩崎雅彦

世阿弥の著書の中には多くの名言が見られるが、そのひとつに「家、家にあらず。継ぐをもて家とす。人、人にあらず。知るをもて人とす」という有名な言葉がある。この言葉は応永二十五年（一四一八）に書かれた『花伝』第七「別紙口伝」の跋文に記される。次に法政大学能楽研究所蔵金春禪竹本によつてその部分を示そう（適宜表記を改めた。以下同様）。

一、此ノ別紙ノ口伝、當芸ニ於イテ、家ノ大事、一代一人ノ相伝ナリ。タトヒ一子タリトイフトモ、無器量ノ者ニハ伝フベカラズ。「家、家ニアラズ。継グヲモテ家トス。人、人ニアラズ。知ルヲモテ人トス」ト言ヘリ。

その家に生まれた者であつても、無条件で家を継ぐ資格があるわけではないという戒めは、六百年後の今日、なお重みを持つ。この「家、家にあらず」は出典未詳ながら、当時広く行われていた諺で、これ以外にも『塙囊鈔』『ささめごと』『曾我物語』『戴恩記』などに見られることが諸氏によつて指摘されている。『塙囊鈔』は文安二年（一四五五）に真言宗の

学僧の行善が編んだ事典で、卷一・三十三「代ト世トハ同意歟」に、天皇家の継承について述べた後に次のように記している（日本古典文学大系『曾我物語』三三四頁、頭注二に指摘）。

次々ノ人マデ嫡之惣領ナンド云テ執ス事也。但シ非<sup>ス</sup>家々<sup>ニ</sup>以<sup>レ</sup>繼<sup>ク</sup>為<sup>ス</sup>家非<sup>ス</sup>人々<sup>ニ</sup>以<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>ヲト<sup>レ</sup>人<sup>ト</sup>云本文アレバイカニモ諸芸ヲ嗜<sup>ム</sup>習<sup>ム</sup>ベキ也。富貴身ニ余レ共才芸ナケレバ名ヲ遺<sup>ス</sup>事ナシト云リ。

身分の低い者まで嫡子や惣領という立場に執着するが、それよりも諸芸を習い身につけることが大事であると説いている。

天文八年（一五三九）の奥書を持つ太山寺本『曾我物語』卷八「祐経が屋形にて十郎酒飲みし事」では、富士の巻狩りで工藤祐経の屋形に二つ木瓜の紋の幕が張られているのを見た曾我の十郎が次のように述べている（金井清光氏『風姿花伝詳解』）。

これはいかなる事ぞ。かれは一つ木瓜の幕をこそ打つべきに、心得ぬものかな。誠や、人、人にあらず。しか<sup>ニ</sup>をもて人とし、家、家にあらず。継ぐをもて家とす。継ぐべき我らは、上の畏れをなし奉る曾我

のなにがしと呼ばれ、祐経は我らが先祖に知る所領を知行せしによつて、かやうになり行く事の無念さよ。ここでは曾我兄弟の先祖の領地が祐経の手に渡つたことに關して、この諺を引いている。寛正五年（一四六四）成立の心敬の連歌論『ささめごと』には次のように見える。

いかばかり道にいたる人をも、身の程なく世に知られぬをばもて出でず。ひとへにかなはぬ輩をも、代にあひ家をだに継ぎぬれば万人尊重する。おぼつかなし。堯は賢けれども、其の子は愚也。舜は賢なりしかども、父はかたくななり。家にあらず、継ぐをもて家とす。人人にあらず、知るをもて人とす。

心敬はここで、どれほど連歌の道を極めた人でも地位が低いと尊重せず、力量のない者でも連歌の家を継ぎさえすれば皆が重んじる風潮を批判している。表章氏は心敬が世阿弥の言葉を伝聞の形で知っていた可能性を指摘されているが（日本古典文学全集『連歌論集・能楽論集・俳論集』）、この諺が広く知られていたらしくことからすると、心敬の知識源を必ずしも世阿弥の言葉だけに限定して考える必要はなさそうである。

ところで『ささめごと』にこの諺が見えることはよく知られているものの、これが堯舜の説話とともに引かれてることに關しては、これまであまり注意が払われて來なかつたようである。堯と舜はともに古代中国の伝説上

の聖天子で、堯は子の丹朱が後継者の器ではないのを見て、舜に位を譲つたことで知られる。ここでは「家、家にあらず」は、この堯舜の説話の主題を説明する言葉として使われていると言えるだろう。

次にこの諺の用例を新たに一つ見い出したので、これを紹介したい。時代はやや下るが、天正十三年（一五八五）に天台僧の舜雄が編纂した『法華經』に関する説話の集成である『直談因縁集』（日光天海藏直談因縁集 翻刻と索引）一二・二十五話がそれである。

この話は「孝行ニ付キテ」という題目で、舜の孝行譚を記す。堯の代に重花（舜の前名）という者が繼母によって殺されそうになるが、脱出して山家へ逃れ、後に盲目となつた父と再会する。重花の孝行の心によつて父の目が再び開き、このことを聞いた堯が二人の姫を重花に与え、位を譲つたという話である。ここに以下のような記述が見える。

時ニ堯王聞コシ召シ、「吾、単衆ト云フ太子、一人アリ。サレドモ無器用ナレバ、幸ヒニ孝行ノ者ナレバ」ト云ヒテ、太子ニ仰ギ、花光・住采ト云ヒテ、「人ノ姫宮オハシマス。是ニ契約セシメ、家、家ニ非ズ。続グヲ以テ家トスル道理ナレバ」ト云ヒテ、位ヲ譲り給フ也。

サレバ世ノ言ニ、虞舜ハカタクナ（ナ）ル父ヲ敬ヒ（以下略）

「ツヅク」と他動詞の「ツグ」の両様の読みがあるが、この場合文脈から考えて「ツグ」と読む方が妥当であろう。「別紙口伝」の諸本では吉田本が「ツヽク」と表記しているが、対照する「知ル」が他動詞である点からも「ツグ」の方が正しいと思われる。

『ささめごと』と『直談因縁集』では「家、家ニアラズ」の諺はいずれも堯舜の説話と一体の形で引かれてすることになる。この堯舜の説話は『史記』『孝子伝』等の中国の文献に源を発し、日本でも『太平記』卷三十二「直冬吉野殿ト合体ノ事付天竺震旦物語ノ事」や

『三国伝記』卷七・五「虞舜即位ノ事」を始め、『普通唱導集』『慈元抄』『榻鳴曉筆』『月菴醉醒記』等、多くの書に見られるが、堯舜の説話に関してこの諺を引くものは、管見では『さめごと』と『直談因縁集』の二つのみである。『墻囊鈔』卷四には堯舜の説話を記すが、そこにもこの諺は引かれていない。先述のように『墻囊鈔』にはこの諺が記されてはいるのだが、それは堯舜の説話とはまったく別の場所である。

こうしたことから考えると、この諺は必ずしも堯舜の説話と一体の形で広く流布していなかったというわけではないようである。『直談因縁集』では孝行を説くために堯舜の説話を載せているのだが、堯が我が子ではなく舜に位を譲つたということを記す際に、この諺が念頭に浮かんでこれを記載したのであろう。逆に『さめごと』の場合は、家の継承ということによって、よりその重みを増し、より以上の名言になつたと言えるだろう。

の本質を説くためにこの諺を記し、実子以外の者に家を継がせた代表的な例として堯舜の者に家を継がせた代表的な例として堯舜を挙げた形になっている。

「別紙口伝」が書かれた頃は、四代将軍足利義持の治世であったが、当時この義持は名君としてしばしば堯舜にたとえられていた（天野文雄氏『難波成立の背景』『芸能史研究』151号）。世阿弥も当然この著名な堯舜の説話は知つていたはずである。しかし、「家、家ニアラズ」の諺に関する世阿弥の知識が、堯舜の説話と一体の形であつたかどうかは不明である。

いずれにしろこの諺を記す諸書を比較してみると、「別紙口伝」に記されるそれは、やはり格段の重みを持つ。伝書の跋文という重要な位置に周到に配置されているだけに、諺の持つ効果が最大限に生かされていると言えるだろう。何よりも他の文献のように、単なるたとえや文飾ではなく、自分たち自身の切実な問題として記しているからこそ重みが違うのである。

この諺は本来「家」というものの継承についてのより広く一般的な警句であった。世阿弥によって能の伝書の跋文に記されることにより、能の家に関する意味に限定して使われたが、逆にそのことがこの諺を現実問題として、読む者に強く実感させることになった。「家、家ニアラズ」の諺は、世阿弥に使われるることによって、よりその重みを増し、より以上の名言になつたと言えるだろう。